

## 鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール料金表

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額			
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類 するもの（以下「入場 料等」という。）を徴 収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	810円		
				3分の2面1時間につき	400円		
				3分の1面1時間につき	200円		
					小体育館	全面1時間につき	200円
					控室（会議室）	1室1時間につき	150円
	営利を目的 とする場合	入場料等を徴収する とき。	大体育館	全面1時間につき	1,620円		
				小体育館	全面1時間につき	300円	
				控室（会議室）	1室1時間につき	250円	
					大体育館	全面1時間につき	28,510円
					小体育館	全面1時間につき	7,120円
					控室（会議室）	1室1時間につき	300円
		大体育館	全面1時間につき	40,740円			
			小体育館	全面1時間につき	10,180円		
			控室（会議室）	1室1時間につき	500円		
2階ロビー			1時間につき	100円			
一般利用	一般		1人1回につき	70円			

(2) プール利用料

区 分				金 額			
一般利用	個人	回数券又は1月利用 券、3月利用券、6月 利用券若しくは鳥取屋 内プール・県民体育館 トレーニングルーム1 月共通利用券によらな いで利用する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1人1回につき	350円	
				冷水	1人1回につき	250円	
			児童又は中学校 の生徒（午後6 時以降の利用）	温水	1人1回につき	250円	
				冷水	1人1回につき	150円	
			高等学校の生徒 又は学生	温水	1人1回につき	560円	
				冷水	1人1回につき	400円	
			高等学校の生徒 又は学生（午後 6時以降の利 用）	温水	1人1回につき	400円	
				冷水	1人1回につき	250円	
			一般	温水	1人1回につき	710円	
				冷水	1人1回につき	500円	
			一般（午後6時 以降の利用）	温水	1人1回につき	500円	
				冷水	1人1回につき	300円	
			回数券により利用する 場合	児童又は中学校 の生徒	温水	回数券11枚につき	3,560円
					冷水	回数券11枚につき	2,540円
				高等学校の生徒 又は学生	温水	回数券11枚につき	5,600円
					冷水	回数券11枚につき	4,070円
				一般	温水	回数券11枚につき	7,120円
					冷水	回数券11枚につき	5,090円

	1月利用券により利用 する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1人につき	2,440円
			冷水	1人につき	1,680円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	3,970円
			冷水	1人につき	2,750円
		一般	温水	1人につき	5,040円
			冷水	1人につき	3,410円
	3月利用券により利用 する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1人につき	6,820円
			冷水	1人につき	4,880円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	11,200円
			冷水	1人につき	7,740円
		一般	温水	1人につき	14,150円
			冷水	1人につき	9,770円
	6月利用券により利用 する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1人につき	12,220円
			冷水	1人につき	10,180円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	19,550円
			冷水	1人につき	16,600円
		一般	温水	1人につき	24,850円
			冷水	1人につき	20,980円
	鳥取屋内プール・県民 体育館トレーニングル ーム1月共通利用券に より利用する場合	一般	通年	1人につき	5,090円
	団体(20人以上のものに限 る。)	児童又は中学校 の生徒	温水	1人1回につき	250円
冷水			1人1回につき	200円	
高等学校の生徒 又は学生		温水	1人1回につき	450円	
		冷水	1人1回につき	300円	
一般		温水	1人1回につき	560円	
		冷水	1人1回につき	400円	
専用利用(コース)			温水	1コース1時間につき	3,710円
			冷水	1コース1時間につき	2,590円
専用利用(小プール(全面))			温水	1時間につき	3,560円
			冷水	1時間につき	2,540円
専用利用(小プール(1/2面))			温水	1時間につき	1,780円
			冷水	1時間につき	1,270円
研修室				1時間につき	300円

### (3) 設備利用料

#### ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,060 円
拡声装置	一式1回につき	1,060 円
舞台照明	一式1回につき	1,060 円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060 円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200 円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30 円
シャワー	1人1回につき	30 円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10 円
長机 (体育館)	1脚1回につき	20 円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額 (1時間につき)	
	冷 房	暖 房
大体育館	11,000 円	9,570 円
小体育館	1,830 円	1,220 円
控室 (会議室)	200 円	100 円
研修室	60 円	60 円

エ 電灯利用料

(ア) 大体育館 1時間1灯当たり 30 円

(イ)

区 分	照 度	金額 (1時間につき)
小体育館	50%	60 円
	75%	100 円
	100%	130 円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するとき、控室に係る(1)の表に定める利用料は無料とする。
- 3 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。

区 分	電灯数	
大体育館	全面使用	12 灯
	2分の1面使用	6 灯
	3分の1面使用	4 灯

- 5 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 6 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 7 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。